

国民健康保険料の 納め忘れにご注意ください

11月は
国保月間



病気やけがをしたときに使う国民健康保険被保険者証（保険証）。医療費は、保険証を使うことで医療機関に支払う自己負担が2～3割になり、残りの7～8割分は八千代市国民健康保険（国保）が負担しています。加入者の皆さんが納める国民健康保険料（国保料）は大切な財源です。納め忘れに注意してください。

国保料の納付は口座振替で

国保料の納付方法には、二つの方法があります。普通徴収では口座振替または納付書で行い、特別徴収では年金から天引きします。普通徴収は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。次の三つの方法で申し込みできます。

1. 簡単便利で届出印不要の「ページー口座振替受付サービス」

口座振替を希望する人は、本人名義のキャッシュカードと運転免許証など顔写真付きの身分証明書を持ち、市役所か支所の窓口へ。

2. 来庁不要の「Web口座振替受付サービス」

市ホームページを通じて、委託先のシステム会社のサイトから申し込みます。手元に通帳・キャッシュカードなど、金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるものを用意してから手続きしてください。

検索 八千代市Web口座振替

3. 口座振替依頼書による申し込み

身分証明書・キャッシュカードがない、暗証番号がわからない・インターネット環境がないなどの場合は、通帳・届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、市役所、支所・連絡所で手続きしてください。

滞納処分を強化しています

国保料を完納している世帯との公平性を保つため、滞納処分を強化しています。滞納してい

〔差押件数の推移〕



広告

る世帯には、財産調査を行います。その結果、納付できるだけの財産があることがわかった場合は、差し押さえなどの滞納処分を行います。

市では、納付に関する相談を行っています。納付相談員が未納世帯の訪問もしていますので、支払いが困難な場合はご相談ください。不在のときは、不在票と未納状況がわかる書類を投函しています。毎月最終日曜日には、市役所で休日納付相談を行っています。日時が変わることもありますので、事前に市ホームページや広報やちよで確認してください。

国保料には軽減措置があります

国保料には、均等割・平等割・所得割があり、所得が少ない世帯には均等割・平等割を軽減する制度があります。軽減を受けるためには、公的年金以外の収入について、世帯主と被保険者の申告が必要となります。収入がない人も市県民税の申告を行ってください。

世帯主の所得は、国保に加入していない場合でも加算します。65歳以上の公的年金所得については、15万円を除いた金額を使用します。

〔国保料の軽減〕

軽減割合	世帯の前年の総所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下

健康保険に加入したら 国保をやめる手続きを忘れずに

国保の加入・離脱には届け出が必要です。社会保険など、新しく別の健康保険に加入した人は、国保を離脱する届け出が必要です。新しく加入した健康保険の保険証と国保の保険証を持って市役所か支所・連絡所で手続きしてください。

届け出によって国保料を再計算し、納め過ぎた分があれば返金（還付）します。ただし、再計算は、前々年度（届け出の時期によっては前年度）までしかできませんので、それ以前については、国保に加入していない期間でも国保料を払うこととなりますので注意してください。

郵送でも手続きできます。市ホームページから届出書をダウンロードし、必要事項を記入して、新しい健康保険証のコピーと国保の保険証と一緒に国保年金課へ提出してください。

無資格診療に注意しましょう

日本に住んでいる人は、原則として全員が国民健康保険や社会保険など、どれか一つの健康保険に加入し、同時に二つ以上に加入することはできません。国保とは別の健康保険に加入すると、その日から、有効期限内であっても国保の保険証は使えなくなります。

新しい健康保険に加入した後に、国保の保険証を使って医療機関で受診することを無資格診療といいます。その場合、市が負担していた医療費を返金してもらうことになります。

新しい保険証が届くまでの間に、医療機関で受診するときには、無資格診療を防ぐため、次のいずれかの対応が必要になります。

- ①一度、全額自己負担し、後で加入した健康保険から返金を受ける
- ②健康保険に加入していることを、勤務先などに証明してもらって受診する

健康保険が変わる場合は受診の際に医療機関に必ず申し出て、対応を確認してください。

お問い合わせは
国保年金課
☎483-1151(代表)へ